

# まつりだ！ ワッショイ！！

## みんなで参加しよう

### 小須戸まつり

今年もアツい夏になりそうです。三百五十年の伝統を誇る小須戸まつりが行われます。是非ご参加ください。

#### まつりの日程

- 8/23(日)** おまつり広場(歩行者天国)
  - 少年少女綱引き大会 午後2時
  - 町民綱引き大会 午後6時30分
  - ピエロのミニサーカス 午後1時
  - 喧嘩太鼓 午後8時45分
  - フリーマーケット 正午開始
  - 花の苗無料プレゼント
  - おもしろ魚とりプール 午後1時
- 8/24(月)**
  - 灯籠各組町内押し 午後1時～
  - 民謡踊り町内流し 午後7時30分～
- 8/25(火)**
  - 小学校鼓笛隊パレード 午前9時～
  - 五番町神楽舞(本町五・商工会前) 午後12時30分～
  - 御神輿発御・灯籠各組出発 午後5時～
  - 灯籠押し合い 午後7時～
  - おけさ踊大会(児童公園)
- 8/26(水)**
  - 御神輿還御 午後3時～

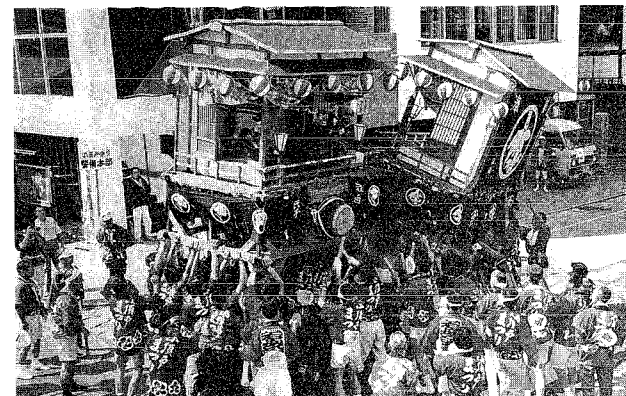
◎未成年者の飲酒は絶対にやめさせましょう。  
ご自分の子供さんはもちろん、よその子供さんに対しても十分な注意をはってください。

◎灯籠押しについてお願い  
灯籠の「ニアミス」と、「押し合い」には小・中学生は参加できません。灯籠の町内押しには参加できませんが、必ず各組のハッピを着用してください。

**有害鳥獣駆除(鉄砲うち)を行います**  
ぶどう、りんご、モモ、りんご等の果樹被害を防止するため、カラヤムクドリを駆除します。おけさ踊大会(児童公園)より行います。注意ください。  
期間 8月2日より9月上旬

#### 8月15日は 全国戦没者追悼式

— 正午には黙とうも —  
戦没者の冥福と世界恒久平和の確立を祈念するため、全国戦没者追悼式が挙行されます。  
当日、正午にサイレンを鳴らしますので、家庭や職場で一分間の黙とうをお願いいたします。



## 人生の節目には国民年金の 届出を忘れずに

就職や結婚などで新しい生活をスタートさせた皆さん、国民年金の手続きはもうお済みですか。

国民年金には、二十歳から六十歳までのすべての人が加入します。加入者は次の三種類に分けられ、種別が変わる都度、「種別変更届」を提出しなければなりません。

- **第一号被保険者**  
農業や自営業などの人とその配偶者、学生
- **第二号被保険者**  
サラリーマンなど厚生年金または共済組合の加入者
- **第三号被保険者**  
第二号被保険者に扶養されている配偶者

例えば、第一号被保険者であった人が会社に就職すると、第二号被保険者になります。また、第二号被保険者であった女性がサラリーマンと結婚して退職したときは、第三号被保険者となります。

このように被保険者の種類が変わったときは、すぐに市町村役場で手続きをしてください。これらの手続きを怠りますと、年金を受けるのに必要な期間が足りず、年金を受けられないこともあります。

二十歳の加入に始まって、六十歳の誕生日を迎えるまでの人生の節目には、国民年金の手続きを忘れずに行って、安定した老後を迎えましょう。

## 平成五年度 町職員を募集します

平成五年度小須戸町職員を左記の要領で募集します。

**採用職種及び人員**  
一般行政職 若干名

**応募資格**  
昭和四十三年四月二日から昭和五十年四月一日までに生まれた人

**応募期限**  
平成四年八月二十五日(火)午後五時まで

**申込書類**①受験申込書一通②写真(上半身、脱帽、正面向き、真)

**申込場所** 小須戸町役場総務課 庶務係

**採用試験**  
。第一次試験(新潟県町村人事事務組合委託)  
《期日》平成四年九月二十日(日)  
《場所》北越高等学校(新潟市米山五丁目)

**《方法》** 高等学校卒業程度の内容で、地方公務員として必要な一般的知識及び知能について

て択一式による筆記試験、並びに作文試験  
《発表》平成四年十月上旬本人宛通知  
。第二次試験(小須戸町長執行)  
。第一次試験合格者にたいし、十月下旬、小須戸町役場において口述試験  
採用内定者決定 十一月上旬本人通知  
採用年月日 平成五年四月一日  
給与 小須戸町職員の給与に関する条例の規定による  
。受験申込書は小須戸町役場総務課庶務係に請求してください。

### 成人式のご案内

とき **8月15日(土)**  
ところ 小須戸町中央公民館  
受付 **9時30分**  
式典 **10時00分**  
式典終了後記念撮影

### ゆとりの心で感動・発見！ ～観光週間～

平成四年八月一日から七日まで、第二十八回「観光道徳の高揚と観光資源の保護週間(観光週間)」です。  
観光は、国民生活に安らぎと潤いを与え、さらに国民生活の質的充実に必要な役割を果していますが、内外の観光が活発化している状況の中で、観光道徳の低下による観光資源の損傷等の問題が懸念されています。観光におけるマナーの問題を



観光週間 (8月1～7日)

従来にも増して重視し、観光道徳の高揚を図りましょう。